

◆日時：平成 28 年 3 月 18 日（金）16 時 00 分～17 時 00 分

◆場所：中央合同庁舎 8 号館 8 階 特別大会議室

◆議事概要（参与の発言は○、事務局の発言は●で示す。）

### 1. 開会

島尻海洋政策担当大臣より開会の御挨拶がなされた。

### 2. 海洋基本計画のフォローアップについて

資料 2-1 に基づき、事務局から説明があった。

以下、意見交換。

○ p.12 のソマリア沖・アデン湾における海賊対処の記述について。海上保安庁による対処が困難であるという書きぶりは兵力的ないし人員的な誤解を与えていると思う。

● 我が国では「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」により、海賊行為への対処は、海上保安庁が必要な措置を実施している。ところが海上保安庁の船は物理的に当該海域へいけないため、海上自衛隊の船に海上保安官を乗せており、このような記述になっている。

○ ただ単に困難であるという書きぶりは適当ではないため、工夫が必要ではないか。

### 3. 参与会議意見書（案）について

資料 3 に基づき、事務局から説明があった。

以下、意見交換。

○ 新海洋産業は、日本が世界に先駆けてリードできる分野を推し進めるべき。大切なのは、日本のメタンハイドレートの新産業の平成 28 年度の産出試験や、海底熱水鉱床の 29 年度のパイロットプロジェクトについて、予定通り確実に実行するとともに、その後の商業化につなげるべき。また 27 年度の新産業 PT は、民間企業の参入促進策を重点的に議論したが、シーズ・ニーズのマッチング等が今後の課題ではないだろうか。

○ 海域利用 PT は 2 年計画で、2 年目の今年度は国際法の検討を行った。法制度は、ほかのいずれの PT とも、関連が深い分野である。海洋を具体的に活用していくことを検討する場合、必ず基盤となる法制度が必要であるということがよく分かった。きちんとした法制度の検討はいつか必ずやらなければいけないと思う。

EEZ は国家が責任を持って管理する体制を作ることが必要。また、主権的権利を行使

する主体を明確化することが何よりも必要。

ここ数年、国際判例で、各国の国内法に基づいた外国船への措置が論点になる場合が多い。国際判例にもかかわらず、国際裁判所において国内法が取り上げられる機会が多いという印象が強い。国際法上の齟齬がない国内法制度を作ることが重要であり、また、それを管理・執行する法制度を作ることが重要。

広大な EEZ を管理する上で、法制度を執行するための機関として、海上保安庁の能力強化の必要性を感じた。

- 参与会議の継続性について、意見書に具体的に追加するため、意見書の冒頭部分に、前回意見書のフォローアップを具体的に行う旨を記述すべき。  
MDA の項目をつけて頂き、良かったと思う。
- 海洋科学技術に関して、海洋のガバナンスの在り方についても議論しており、海洋の自然環境、資源開発に関する国際的な議論は科学的事実に基づき議論していくべきで、そのベースが科学と技術であると考え。我が国のグローバルな活動において、科学がいかに大切かを強調したい。  
意見書(案)の新海洋産業の部分について記述されていた官民の協議会については、設立前にきちんとした議論がされていないので、このタイミングでの記述は相応しくなく、削除が適当。  
新産業については、「(1) フォローアップを踏まえた提言」の書きぶりをクリアーに書くべきであると思ひ、当初案に対し修正を提案させて頂いている。
- 意見書に特段の異論はなし。今年度の意見書は、例えば新産業 PT では企業参入促進について有望な参入分野を絞るとともに、ナショナルプロジェクトの活用や、参入のためのインセンティブ等施策についても具体的な提言を書いている。各省では 8 月に概算要求を行い、その結果を参与会議にてフォローアップする形になると予想されるが、可能であれば、各省の概算要求が固まる前に、各省からヒアリングしたらどうか。意見書の提言に沿った対応が我々としては望ましいが、仮に違った対応としても、その理由を聴取することが必要ではないか。
- 今年度は意見書のとりまとめが早かったため、各 PT を俯瞰的に見る議論が出来たのは良かった。p.14 の 6. の各 PT 共通指摘事項や、p.16 の 7. 結びの部分では、各 PT に言及する個別具体的な記述は不要で、全体的な海洋政策に係る書き方に修正すべき。
- 水産、環境、人材育成分野で多く意見を取り入れていただき感謝。4 月に、水産大学校と水産総合研究所が合併し、人材育成部門と研究部門が一体運用となる。またその前に、JAMSTEC と水産総合研究所が連携協定を結んでおり、海洋開発に人材育成が直結していく体制となったと思う。まさに意見書で求められている姿を実際に実現していくものと思われる。多方面からのご意見を伺い、それを学生たちに還元していける。

また、国民的理解という立場から考えると、ボトムアップについて重要。瀬戸内海環境保全特別措置法が改正されて、これまでは国が一律に規制していたものを、これからは湾・灘毎の自主的な管理が大事になってくる。同様に海洋政策も、それぞれの特性を活かした議論が必要であると思う。

- 新産業 PT は非常に範囲が広い。PT の会議も 10 回、WG や意見交換会も含めると 14 回の会合を行っている。それだけに報告書も大部となっており、一言二言では言い表せない。いつでも説明するので、報告書を是非とも施策・予算に活かしてほしい。
- 意見書（案）について頂いたそれぞれのご意見を、意見書の最終版に反映することとしたい。このことについて、ご異論のある参与はおられるか。
- 参与一同：意義なし。
- 最終意見書の大体が確定したと思う。具体的な提言に及んでいる部分は、次年度フォローアップが大事な課題であるという認識を共有したい。本日頂いたご意見を意見書に取り入れて、意見書を確定する。最終的な意見書の文言について、座長に一任ということによろしいか。
- 参与一同：意義なし。

#### 4. その他

- この意見書は、総合海洋政策本部にどのような形で報告されるのか。
- 今月中に島尻海洋政策担当大臣へ手交し、その後改めて、本部長である総理に手交したい。

以上